

感染症登校許可証明書

相模女子大学
相模女子大学短期大学部

学籍番号	
学生氏名	

上記の学生は、下記疾病が治癒し、伝染の恐れがありませんので登校してよいことを証明します。

感染症名(該当欄に○印をつけて下さい)

病名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症 ※1	発症の翌日から5日を経過し、かつ症状軽快後1日(軽快日を含め2日間)経過するまで
インフルエンザ ※2	発症の翌日から5日を経過し、かつ解熱した後2日(解熱日を含め3日間)経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	
マイコプラズマ感染症	
感染性胃腸炎:[]	
サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症	
A型(ウイルス性)肝炎	
肺炎球菌感染症	
その他:[]	

初診日 年 月 日

出席停止期間 年 月 日 ~ 年 月 日

登校許可日 年 月 日

年 月 日

医療機関名

医師名(自署)

※1 新型コロナウイルス感染症の場合、療養期間中の健康観察票の提出が必要です。

※2 季節性インフルエンザの場合、本証明書は求めませんが、インフルエンザに罹患したことを証明するものをご提出ください。

(例:抗インフルエンザ薬が記載されている書類など)

2023.12改訂